

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 29 年 8 月 30 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700070号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700086号

第1 結論

請求者のA社における平成15年6月26日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

平成15年6月26日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年6月26日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年6月26日

A社から、請求期間に賞与が支給されたにもかかわらず、年金記録に当該賞与の記録がない。調査の上、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された「賞与支給明細表 2002年度分」(写)、同社の回答並びにB銀行C支店から提出された請求者に係る普通預金元帳(写)により、請求者は、請求期間に同社から2,280万円の賞与の支払を受け、請求期間当時の厚生年金保険法第24条の3第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(10万1,850円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、A社の閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、請求期間において同社の代表取締役であったことが確認できるが、i)同社は、請求者は社会保険事務には関与しておらず、請求期間当時の社会保険事務の責任者は別の役員(代表取締役)であったと回答していること、ii)当該閉鎖事項全部証明書において、請求期間当時、複数の代表取締役がいることが確認できること、同社の有価証券報告書によると、経理、人事は別の役員(代表取締役)が担当していたことが確認できること、iii)請求者の同僚も、請求者は技術畑の人で給与や社会保険事務には関与しておらず、人事、財務、給与は別の役員(代表取締役)が担当していたと陳述していることから、厚生年金特例法第1条第1項ただし書の規定には該当しないものと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年6月26日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否かは不明だが、厚生年金保険料については納付したと回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700073 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700087 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 19 年 12 月 26 日は 42 万円、平成 20 年 7 月 28 日は 43 万円、同年 12 月 26 日、平成 21 年 7 月 28 日及び同年 12 月 25 日は 44 万円、平成 23 年 12 月 22 日は 32 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 19 年 12 月 26 日、平成 20 年 7 月 28 日、同年 12 月 26 日、平成 21 年 7 月 28 日、同年 12 月 25 日及び平成 23 年 12 月 22 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 19 年 12 月 26 日、平成 20 年 7 月 28 日、同年 12 月 26 日、平成 21 年 7 月 28 日、同年 12 月 25 日及び平成 23 年 12 月 22 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 7 月
② 平成 19 年 12 月
③ 平成 20 年 7 月
④ 平成 20 年 12 月
⑤ 平成 21 年 7 月
⑥ 平成 21 年 12 月
⑦ 平成 23 年 12 月

A 社から、請求期間①から⑦までにおいて、賞与を支給され、これらの賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では当該期間の標準賞与額に係る記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②から⑦までについて、請求者から提出された平成 19 年分から平成 21 年分までの

給与所得の源泉徴収票（写）及び平成 23 年分の給与所得の源泉徴収票、B 銀行 C 支店から提出された請求者に係る取引推移一覧表（写）、複数の同僚から提出された賞与明細書（写）、A 社から提出された「賞与支給実績」（写）及び平成 23 年 12 月分賞与に係る「支給控除項目一覧表」（写）並びに同社の回答により、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②から⑦までの賞与支給日については、上記の取引推移一覧表（写）の振込日から、請求期間②は平成 19 年 12 月 26 日、請求期間③は平成 20 年 7 月 28 日、請求期間④は同年 12 月 26 日、請求期間⑤は平成 21 年 7 月 28 日、請求期間⑥は同年 12 月 25 日、請求期間⑦は平成 23 年 12 月 22 日とすることが妥当である。

また、請求期間②から⑦までの標準賞与額については、i) 請求期間②から⑤までは、上記の取引推移一覧表（写）及び賞与明細書（写）により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、ii) 請求期間⑥は、上記の「賞与支給実績」（写）、賞与明細書（写）、取引推移一覧表（写）及び給与所得の源泉徴収票（写）により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、iii) 請求期間⑦は、A 社の回答及び上記の「支給控除項目一覧表」（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間②は 42 万円、請求期間③は 43 万円、請求期間④、⑤及び⑥は 44 万円、請求期間⑦は 32 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 12 月 26 日、平成 20 年 7 月 28 日、同年 12 月 26 日、平成 21 年 7 月 28 日、同年 12 月 25 日及び平成 23 年 12 月 22 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、B 銀行 C 支店から提出された請求者に係る取引推移一覧表（写）において当該期間に係る賞与の振込は確認できない上、A 社は、請求期間①当時の貸金台帳等を保管していないため、当該期間に係る賞与の支給等については不明と回答していることから、請求者の当該期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、請求者から提出された平成 19 年分の給与所得の源泉徴収票（写）に記載されている支払金額及び社会保険料等の金額から、それぞれの年間総額は確認できるものの、請求期間①の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。